

岩倉市告示第 109 号

公 示 送 達

送達を受ける者
堀 孝治
相続人 柴山 修・恵子
大口 知也
恒川 政宏

送達すべき書類名

令和 8 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

上記の者は、送達すべき居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び岩倉市税条例（昭和 46 年岩倉市条例第 42 号）第 20 条の規定により公示する。この書類は岩倉市総務部税務課固定資産税グループにおいて保管し、いつでもこれを交付する。

令和 8 年 6 月 29 日

岩倉市長 久 保 田 桂 朗